

ファーストペンギン応援事業 ～あなたのやる気を応援します～ 運営要領

(申請)

1. 実施団体は、助成申請書（様式 1-①）及び実施計画書（様式 2-①）を作成し、中間支援組織や市町社会福祉協議会などをつうじて、長崎県共同募金会へ申請する。

中間支援組織等は、助成申請書（様式 1-②）及び支援計画書（様式 2-②）を作成し、実施団体からの申請と合わせて長崎県共同募金会へ提出する。

(対象経費)

2. 助成金で支出できる経費は以下の費用とする。
 - ・旅費交通費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、その他の経費
 - ・人件費、飲食費等の会議費は対象外とする。

(決定)

3. 長崎県共同募金会は、申請書を受領後、すみやかに助成の可否を決定し、当該団体へ通知する。

(請求)

4. 助成が決定した団体及び中間支援組織等は、事業の実施にあたり交付請求書（様式 3-①、様式 3-②）を作成し、長崎県共同募金会へ申請した助成金の請求を行う。

(報告)

5. 助成を受けた団体は、各年度の事業終了後すみやかに実施報告書（様式 4-①）を作成し、長崎県共同募金会へ提出する。中間支援組織等は、実施団体に対する支援内容について中間支援組織等用の実施報告書（様式 4-②）で共同募金会へ提出する。